

## 第14回

# 社労士向けセミナー

～労働時間とは何か、大星ビル管理  
事件最高裁判決を題材として～

**日時** 2021年  
6月29日(火) 17:00～18:00

**場所** 弁護士法人ALAW&GOODLOOP福岡  
オフィス(福岡市中央区天神2-14-2福  
岡証券ビル7階)

**受講料** 5,000円(税込)

あくまでも私の肌感覚ですが、残業代請求の事案が増えているように思います。労働時間とは何か、いかなる時間が労働時間にあたるのか、さらには、労働時間管理につき注意すべき点を、大星ビル管理事件最高裁判決(最判平14・2・28)を題材として解説します。



〈講師〉  
弁護士 植木博路

お問い合わせ TEL:095-895-7532  
合わせ

第14回 社労士向けセミナー運営事務局  
(弁護士法人ALAW&GOODLOOP長崎オフィス(担当：中脇))